2　調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、当該調査対象地において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

一　次項の規定により都道府県知事から通知を受けた場合　当該通知に係る特定有害物質の種類

二　法第四条第二項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合　当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三　申請に係る調査（法第十四条第二項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。）を行う場合　同条第一項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類

3　都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該調査対象地において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4　前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。

5　調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、当該調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

第四条第一項中「この項及び第三項において」を削り、同条第三項中「土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）」を「試料採取等」に改め、同項第一号中「前条第二項第三号」を「前条第六項第三号」に改め、同項第二号中「前条第二項第二号」を「前条第六項第二号」に改め、同号イ中「調査対象物質」を「前条第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）」に、「掲げる特定有害物質」を「掲げる特定有害物質の種類」に改め、同号ロ中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「特定有害物質の種類である」に改める。

第三十八条中「第二十九条第一項及び第三十一条第一項」を「第五十四条第一項及び第五十六条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第三十七条中「第二十九条第一項」を「第五十四条第一項、第三項及び第四項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「様式第七」を「様式第二十一」に改め、同条を第七十七条とする。

第三十六条中「第九条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同条第一号中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に、「飛散等」を「飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同条第二号中「汚染土壌（第十八条第一項の基準」を「基準不適合土壌（土壌溶出量基準」に、「指定区域」を「形質変更時要届出区域」に改め、同条第三号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改め、同条第四号を削り、同条を第五十三条とし、同条の次に次の二十三条を加える。

（指定の申請）

第五十四条　法第十四条第一項の申請は、様式第十一による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条　法第十四条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請に係る土地の所在地

三　申請に係る調査における試料採取等対象物質

四　申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称

五　申請に係る調査を行った者の氏名又は名称

第五十六条　法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請に係る土地の周辺の地図

二　申請に係る土地の場所を明らかにした図面

三　申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類

四　申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

第五十七条　法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第十二による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（台帳）

第五十八条　法第十五条第一項の台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2　前項の帳簿及び図面は、要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）ごとに調製するものとする。

3　第一項の帳簿及び図面であって、要措置区域に関するものは、形質変更時要届出区域に関するものと区別して保管しなければならない。

4　第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第十三、形質変更時要届出区域にあっては様式第十四のとおりとする。

一　要措置区域等に指定された年月日

二　要措置区域等の所在地

三　要措置区域等の概況

四　法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、その旨

五　要措置区域等内の土壌の汚染状態並びに第十一条第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壌汚染状況調査（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。次項第一号において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、当該省略をした旨及びその理由

六　土壌汚染状況調査を行った指定調査機関（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称

七　要措置区域（土壌溶出量基準に係るものに限る。）にあっては、地下水汚染の有無

八　形質変更時要届出区域であって法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置

九　土地の形質の変更の実施状況

5　第一項の図面は、次のとおりとする。

一　土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面

二　汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面

三　要措置区域等の周辺の地図

6　帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

7　法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から消除しなければならない。